

番号	1. ②
項目	今年度起こっている民族差別事象について市教委の見解を明らかにし、根絶するための施策を具体的に講じてください。また、全教職員が学習する場を設定するとともに「白書」等の資料を作成してください。
<p>(回答)</p> <p>令和6年4月から令和6年9月末までに、教育委員会指導部で把握している外国人差別事象は、9件です。</p> <p>内容は差別発言と差別落書きです。差別発言については、個々のもつ多様な属性や特性に対しての偏見と、外国につながる相手が日々抱えている不安な気持ちを想像できないまま発言した事象です。その背景には、差別や偏見の問題等について、子どもたちが自らの課題としてとらえ、自ら考えて行動することができておらず、子どもたちに必要な人間関係づくりや相互理解が進んでいないことが発言につながったと考えられます。落書きについては行為者を特定できていませんが、昨今の社会情勢の中、報道やSNSによる近隣諸国に対してのマイナスイメージが影響していることも一因と考えています。</p> <p>教育委員会としましては、差別を受けた子どもたちを支えることを第一に考え、差別事象を起こした子どもの意識の変革をめざし、差別を受けた側にわが身を置き換えられる子どもたちを育てることが重要であると考えています。また、教育の中立性に十分配慮しながら、多様な属性や特性に対して、いやがらせ等につなげることは、決して許されるものではないと子どもたちに十分に理解を促し、人権感覚を涵養していく必要性を感じています。また情報モラル教育やネットリテラシー向上のための取組も併せて必要です。</p> <p>なお、差別事象が発生した場合は、平成24年度に配付した「人権教育をすすめるために（学校園における人権教育推進のための事例集）[改訂版]」に基づき、速やかな対応と報告、学校体制として被差別の立場に立ちきる対応等について、校園長研修や教頭・副校長・主任研修等の場で指導しています。しかし、差別を受けた側の心情への寄り添いや背景分析が十分でない、組織的な対応が弱い等の課題のある学校も見受けられるのも事実です。</p> <p>今後も、事象が発生した際は、担当指導主事が当該校への訪問等を行います。そして、学校と共に事象の発生状況や対応の経過の把握に努め、解決に向けた背景分析、教育活動の点検や見直し、事象の教訓化を図ります。また、中・長期的な展望をもって、校種間の連携や保護者への啓発も含めて、民族差別をはじめあらゆる差別を根絶する取組がなされるように指導していきます。また今年度は「人権教育をすすめるために（学校園における人権教育推進のための事例集）[改訂版]」を一部改訂し、各学校園に発出しました。</p> <p>さらに、差別事象の検証を行いつつ、教職員の人権意識や差別を見抜く鋭い感性を育み、多文化共生教育について理解を深めるための教育委員会による研修を積極的に行い、差別事象の未然防止に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	1. ④
項目	外国籍教員の任用・配置の拡大についての見解を明らかにしてください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、国籍を問わず優秀な人材を確保するため、これまでも大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストにおいて日本国籍を有することを要件とせず実施してきました。また、採用テストの合否判定につきましても、筆答試験や面接試験等の選考試験に基づいて行っているところであり、国籍にかかわらず、教育の推進に必要な優れた人材を広く求めたいと考えています。</p> <p>国際クラブの指導者の採用や配置は、国際理解教育推進事業実施要綱にもとづいて行っています。国際クラブの開設を希望する学校は、教育委員会へ開設申請書を提出し、承認された国際クラブには、予算の範囲内において指導者を配置することとしております。平成28年度から非常勤嘱託職員を1名増員し、15名枠としています（令和2年度より会計年度任用職員）。しかしながら、ここ数年、新たな指導者の確保が課題となっています。</p> <p>今後、より安定した活動をすすめるためにも、会計年度任用職員の欠員補充や時間講師を新たに採用するなど、新たな指導者の確保に努めてまいります。</p> <p>国際クラブ指導者の採用と配置につきましては、本市小中学校等に在籍する外国籍及び外国につながる児童生徒数や、各校の国際クラブ設置の状況を鑑み、検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	1. ⑤
項目	多文化共生教育を推進するため、教職員の人的配置を行ってください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会としましては、これまで多文化共生教育の推進、及び外国につながる児童生徒が増加している現状を踏まえ、国から措置される児童生徒支援加配を活用し、日本語指導等の充実を図ってまいりました。</p> <p>今後も引き続き、国に対して教員定数の改善を要望していくとともに、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9123

番号	1. ⑥
項目	外国人教育主担の役割や校内での位置づけ、それを支える体制について、各校園に指導、確認してください。
<p>(回答)</p> <p>外国人教育主担者は、各校園における多文化共生教育を推進する要となる役割を担っています。主な役割として、外国籍や外国につながる子どもの把握、多文化共生教育の年間指導計画の作成、校内研修等の立案・実施、そして、校内外の関連行事の実施にあたっては、企画・運営から、児童生徒への参加の呼びかけや引率体制の調整等、多岐にわたる業務を行っています。また、国際クラブ設置校では、国際クラブ指導者と連携し、子どもの指導や運営等にもあたっています。</p> <p>さらに、各校園では校務分掌に位置づけられ、全教職員に働きかけ、協力して多文化共生教育の推進に努めています。</p> <p>一方で、教職経験年数の少ない教員が、初めて外国人教育主担者になるケースも増えており、さらなる研修の充実や人材の育成が求められています。今年度4月の全市外国人教育主担者会では、外国人主担の仕事、求められる役割についての研修を実施して、人材の育成に努めてまいりました。</p> <p>また、外国人教育主担者が中心となって、校内における多文化共生教育を推進するためには、校長の理解と支援、外国人教育部会などの組織的な支えが必要です。</p> <p>今後も、外国人教育主担者に向けての研修の充実を図りつつ、多文化共生教育に精通した人材を外国人教育主担者として位置づけることや引き継ぎ支援体制の充実を図ることを各校園に指導・助言してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	2. ②
項目	「国際クラブ」の実践を教育課程内に連携させる取り組みを一層、推進してください。
<p>(回答)</p> <p>令和4年3月策定の「大阪市教育振興基本計画」において、「安全・安心な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」「学びを支える教育環境の充実」の3つの最重要目標を掲げ、その達成に向けた9つの基本的な方向を示しています。その基本的な方向の中の一つに多文化共生教育の推進を掲げ、外国につながる児童生徒のアイデンティティの確立や安全で安心な学校生活の実現のために、母語・母文化の保障に向けた取組を実施し、その具体的な取組として、教育課程内外における多文化共生教育の推進を明記しています。また、「大阪市多文化共生指針」(令和2年)においても、外国につながる児童生徒への支援を充実するにあたり、「多文化共生教育の推進」が掲げられ、異なる文化をもった子どもたちの交流、講師の招聘、外国人学校との交流等を行いながら、各学校園においてすべての子どもたちに対し「世界における多様な文化を相互に理解し合い、異なる文化をもった人々とともに生き、協働することを通して新しい価値を生み出す」多文化共生教育に系統立てて取り組んでいくことが示されています。</p> <p>国際クラブが設置されている小中学校の中には、多文化共生教育の視点で教育課程内の「総合的な学習の時間」等に、国際クラブでの活動の成果や在籍する外国につながる児童生徒の文化・言葉等を紹介する学習機会を設けている学校もあります。また、国際クラブの指導者等をゲストティーチャーとして教育課程内の授業に招聘し、各学年の子どもの発達段階に応じた取組を計画的に行っている学校もあります。今後も、子どもたちが多様な国や地域の文化に触れることができるよう、国際クラブの指導者との連携を深め、教育課程内における多文化共生教育の取組を進めてまいります。</p> <p>教育委員会としましては、参考となる実践事例を文書配信や研修会等の場において周知するとともに、各学校が教育目標や実情に応じて、国際クラブの実践を教育課程内の多文化共生教育の取組につなげられるよう、引き続き指導・助言を行ってまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	3. ①
項目	国際理解教育推進事業の拡充を図り、民族講師(「国際クラブ」指導員)の身分の安定化、および給与・報酬等の向上や増員といった待遇・環境の待遇改善をしてください。
<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、平成 19 年度から国際理解教育推進事業を実施し、外国につながる児童生徒への支援とともに国際クラブの取組を進めています。</p> <p>平成 21 年度より「国際理解教育推進事業研究支援員」を任命する等、国際理解教育の推進のために多様な支援活動が可能な体制を整え、拡充を図ってきました。</p> <p>国際クラブ指導者である会計年度任用職員(令和元年度まで非常勤嘱託職員)や時間講師は、国際クラブ設置校において、多文化共生教育のコーディネーターとして多文化共生社会の実現に向けた使命感や専門的な知識・スキルを生かし、精力的に取り組んでいます。また、子どもへの指導にとどまらず、教職員や保護者との連携も積極的に行っていると認識しております。</p> <p>一方、本市の財政状況はたいへん厳しい状況であります。指導時間や勤務条件に制約の多い時間講師が指導を担う状況を改善する意味で、平成 28 年度から非常勤嘱託職員(令和 2 年度より会計年度任用職員)を 15 名枠にして取り組んでおります。</p> <p>また、地方自治法が一部改正され、令和 6 年度より、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されています。</p> <p>今後とも、国際クラブの指導者の待遇につきましては、事業を拡充する中で指導者としての知識やスキルが待遇につながるよう予算確保に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	4. ①
項目	<p>「外国につながる、児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」について、今年度の取り組みと現状を明らかにしてください。また本事業を推進する上で「母語・母文化の保障」が重要課題であると考えます。現場の状況を把握して、多文化共生教育に関する施策を講じ、予算を確保してください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、毎年、市内の全校園に対して在日外国人教育状況調査を実施するとともに、意見交流会を国際クラブ設置校の管理職・外国人教育主担者や国際クラブ指導者、大阪市外国人教育研究協議会事務局等と行っています。さらに、国際クラブへの訪問、民族の集い・音楽会等への参加により、本市、地域、各校園の状況把握に努めています。</p> <p>また、平成19年度より国際理解教育推進事業の施策を開始し、一人ひとりの子どもが、共に学び、共に生き、民族的・文化的背景のちがいを認め合い、互いの人権を尊重し合える関係を享受できる教育を進めてきました。</p> <p>その一方で、国際化の進展にともない、近年、帰国・来日し、市内の学校園に通う外国につながる幼児児童生徒が急増しています。教育委員会では、令和2年に「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」を立ち上げ、日本語指導の保障、母語・母文化の保障、多文化共生教育の推進を3本柱として、事業を進めてまいりました。</p> <p>外国からの編入者数は、令和4年度に入って急増し、今年度も昨年度を上回るペースで増え続けています。今後さらに外国からの編入者数が増加すると予想されることから、各校園における日本語指導や母語・母文化の保障、多文化共生教育の一層の充実が喫緊の課題となっています。母語・母文化保障のさらなる充実をめざし、中国学級やベトナム学級などの国際クラブの増設を進めています。今後も継続して人材確保に努めてまいります。</p> <p>本市の財政状況はたいへん厳しい状況ではありますが、本市が長年、積み上げてきた国際理解教育の成果や理念を活かしながら、さらに、多様な外国につながる幼児児童生徒の課題にしっかり対応するための予算確保及び施策の具現化に努めてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	4. ②
項目	多文化共生の取り組みを推進するため「多文化共生研究チーム」(仮称)を立ち上げてください。また、国際理解教育推進事業のモデル校を指定してください。
<p>(回答)</p> <p>「大阪市多文化共生指針」(令和2年12月)の目標に「多文化共生社会の実現」があげられています。教育委員会としましては、民族的・文化的背景の異なるすべての幼児児童生徒が、ちがいを互いの個性として認め合い、自己のアイデンティティを育み合える教育の充実を図ることは重要であると認識しています。</p> <p>本市学校園においても「大阪市教育振興基本計画」(令和4年3月)、「在日外国人教育基本方針」(平成13年6月)、「大阪市多文化共生指針」等に基づき、子どもの発達段階や学校園の実情に応じて、各教科及び「総合的な学習の時間」や「特別活動」「道徳」をはじめ、あらゆる教育活動を通して、多文化共生社会の実現に向けた取組の研究や実践を計画的に進めています。</p> <p>また、教育委員会事務局内において、「多文化共生教育ワーキンググループ」を立ち上げ、学校現場からの教諭の参画も図りながら、多文化共生社会の実現に向け、行政としてのあるべき姿について検討を重ねてまいりました。</p> <p>さらに、大阪大学との連携による大学の知見を活かした新しい多文化共生教育プログラムの普及を進めるとともに、「母語・母文化の保障」「多文化共生教育の推進」について、キャリア支援コーディネーターと未来共生教育統括コーディネーターを配置し、外国につながる児童生徒の諸問題への対応や大学等と連携した多文化共生教育等、母語・母文化の保障や多文化共生教育の推進に関わり、支援体制の拡充を図っているところです。</p> <p>今後も現場の声を大切にしながら、事務局内での議論を進めるとともに、国事業等も活用し、多文化共生教育のより一層の推進に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185

番号	4. ③
項目	多文化の子どもたちが集う、フェスティバル等の開催を検討してください。
<p>(回答)</p> <p>外国につながる子どもたちが在籍する学校園の枠を超えて集い、交流を図ることで、自己のアイデンティティを高め、互いの国籍や言語、文化等のちがいを認め合う態度が育まれ、多文化の子どもたちのつながりの輪がさらに広がっています。</p> <p>これまでに、教育委員会では、国際理解教育推進事業研究支援員要綱に基づいて、4名の教諭を国際理解教育推進事業研究支援員に任命し、大阪市外国人教育研究協議会主催の「民族交流会」や「民族音楽会」、「中国語弁論大会」等に連携して取り組んできました。</p> <p>また、教育委員会主催で日本語指導が必要な子どもの教育センター校に通級する児童生徒や初期日本語指導を修了した児童生徒が、母語で弁論する「ワールドトーク（多文化スピーチ大会）」を行っています。</p> <p>それぞれの取組に参加する児童生徒が増加するとともに、内容も充実し、着実に成果をあげていると同時に、近隣小中学校で在籍する外国につながる児童生徒と保護者が調理活動等を通して、交流する場を設けている地域もあります。</p> <p>これまでの取組の成果をふまえ、今後とも、関係諸機関と連携を図りながら、交流会や発表会等地域の取組を支援してまいります。また、指導者とも連携しながら、国際クラブのさらなる内容の充実を図るとともに、多文化共生教育の実践がこれまで以上に進むよう引き続き支援してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9185